

和歌山工業高等専門学校学生準則第14条の運用に係る要項

令和7年12月3日
教務委員会
専攻科委員会

和歌山工業高等専門学校学生準則第14条に規定されている学生の「欠席」、「欠課」、「遅刻」、「早退」について、取扱いを学内で統一運用する必要があるので、以下のとおり定めるものとする。

1. 定義

欠席	1日授業(特別教育活動含む)に出席していない状態をいう。
欠課	授業開始後、出席していない状態をいう。
遅刻	授業開始後、遅れて出席した状態をいう。
早退	授業の途中から、受講を取りやめ退出した状態をいう。

※1 「授業開始」とは、校時における授業開始時間をいう。

2. 欠席日数の計算

欠席日数は、以下の式で計算する。

$$\text{欠課時数 } 1 \times 7 = \text{欠席 } 1 \text{ 日}$$

※1 高等専門学校設置基準第17条第3項により1単位時間を50分としている。ただし、国立高等専門学校機構教務関係質疑応答集 2015年版(P25)によると「2时限連続の90分授業を導入する場合には、それを高専における2単位時間、学修単位制における2時間の授業として取り扱うことができる。」とあり、「教育の質を十分に保証し、学生の学習効果が上がるよう適切な配慮を行うとともに、その考え方を対外的に説明できるよう整理しておく必要がある。」と示されている。

※2 90分授業の場合は、欠課時数2となる。

3. 遅刻または早退に係る欠課時数の計算

同一科目的欠課時数は、以下の式で計算する。

$$\text{欠課時数 } 1 = \text{遅刻または早退を合わせて } 3 \text{ 回}$$

4. 学生は、欠席等について、速やかに学級担任又は科目担当教員に報告するものとする。

5. 定期試験に係る欠席、欠課、遅刻、早退は、別に定める。

6. この要項に定めのない事項については、都合検討の上、追記する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。